

あ きゅう 阿久遺跡とは

標 高約900メートル、大早川と阿久川に挟まれた東西に細長く延びる尾根の上と阿久川に面したなだらかな南斜面に広がる遺跡です。

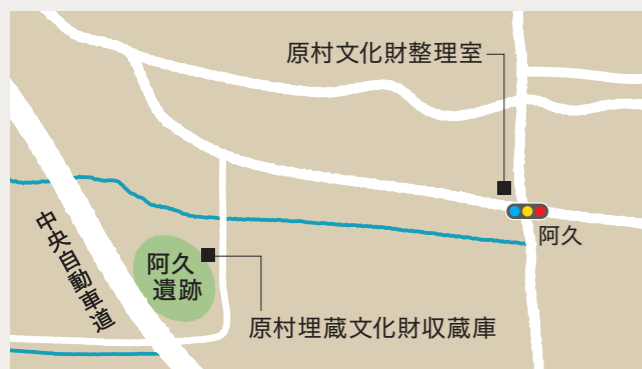
昭和46年に縄文時代中期の土器破片が採集されたのをきっかけに、昭和50年から中央自動車道建設に伴う本格的な調査が進められました。調査が進むとともに遺跡の全容、その重要性が明らかになっていく一方、中央道の建設は調査区の脇まで進み、早期の調査完了を求められました。

地元研究者をはじめ多くの考古学者も注目するようになった阿久遺跡は新聞にも盛んに取り上げられ、保存の機運が高まっています。昭和52年10月、長野県考古学会秋季大会が原村中央公民館で開かれると研究者以外に村民300名も参加、「阿久遺跡の全面保存を要求する決議」が議決されました。そして3万人を超える署名活動や「阿久遺跡を守る県民集会」の開催など保存運動は一層熱を帯びていきます。やがて文化庁から「中央道の路線は変更せず、遺跡部分は約1メートルの盛土をして埋没保存する」等の最終案が提示され、遺跡は保存されることになりました。昭和53年の第4次調査では保存を考えた調査に切り替え、また発見した遺構を埋め戻す作業が行われ、約5万6千㎡が昭和54年7月2日付で国史跡に指定されました。

平成30年に長野・山梨の14市町村で日本遺産の認定を受けた「星降る中部高地の縄文世界」、原村は「国史跡 阿久遺跡」と「顔面装飾付釣手土器（前尾根遺跡出土）」が構成文化財となっています。



埋戻し作業風景



上面に散乱した集石のくずれた石を取り除くと、しっかりとした石の塊が姿を現します。



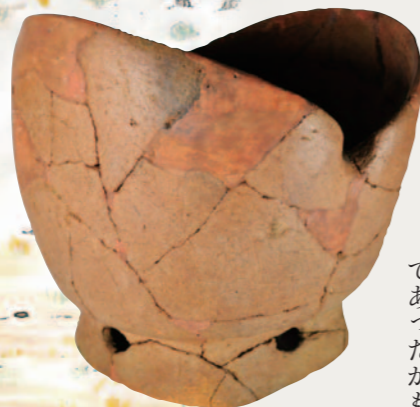
特集

国史跡 阿久遺跡

おびただしい数の石環状集石群の一部



立石・列石を復元した様子



列石下部の土壌から出土した祭祀用の高台付角型浅鉢

祭祀風景のイメージ

前 期後葉(Ⅳ期)になるとムラに大きな変化が起こります。中央広場には、蓼科山を拝望するように角柱状の立石と板状の列石を据え、周囲に墓と考えられる土壇群、外側に環状集石群がドーナツ状に廻り、その外側に住居跡群が配置される三重構造ができました。

環状集石は長径120メートル、短径90メートル、幅30メートルの範囲におよび、約10万個から30万個とも言われる石がドーナツ状に配されています。これを構成する集石の意味は未だ解明されていません。墓石のような意味は

持っていた可能性があります。集石には火を焚いた痕跡が残るものがあり、単なる墓石だけではなさそうです。

集石は長い期間に渡り作られて、大きな規模をもつ集石群となりました。集石が集まった一つのグループは、血縁関係を持つ集団によって作られ、この集石の一部で火を焚く等の行為を行った、祖先崇拜の儀式を表現した記念物であったかもしれません。

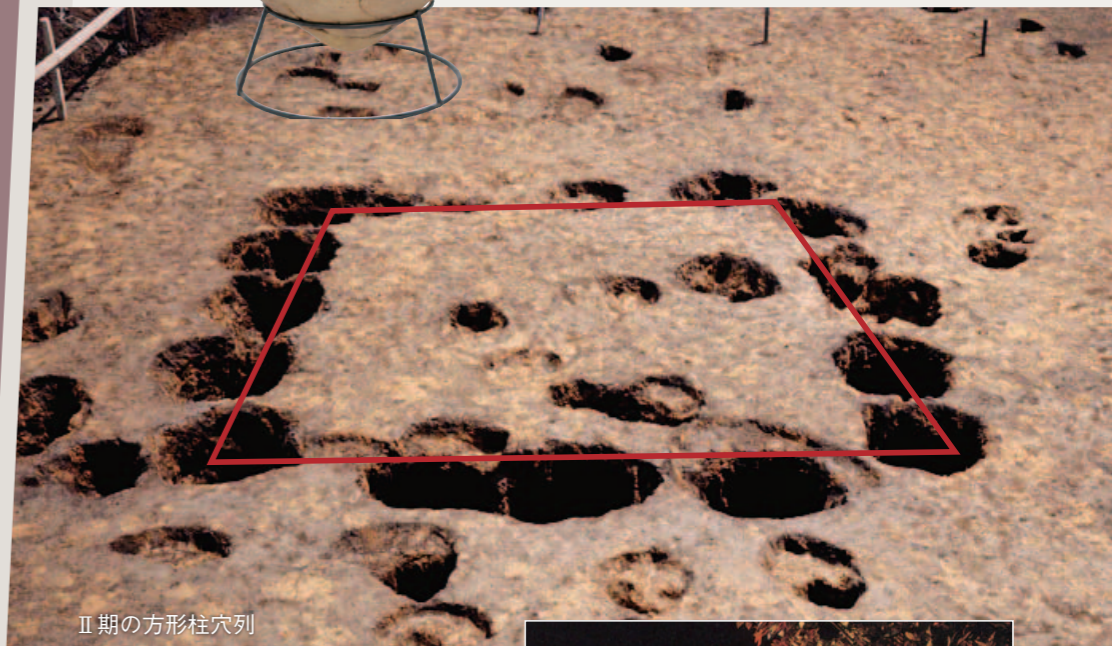
阿久に生まれたムラ

調 査区西側隅に前期初頭の(Ⅰ期)の住居跡が1軒だけ見つかっています。数件程度の小規模なムラが存在したと考えられます。その後、前期前葉(Ⅱ期)になると柱を建てるために掘った穴が方形に規則的に並んだ方形柱穴列が出現します。これは高床式の倉庫と考えられています。住居の形は隅丸方形のものが多く、中央に浅く掘り窪めた地床炉を備えています。また床面には調理具と思われる大きな平石が残されている。Ⅱ期のムラはⅢ期へ継続することなく終焉を迎えます。隣接する阿久尻遺跡の調査の際に見られた地層の断層から、この時期に阿久の地で大地震が発生し、壊滅的な被害を受けたムラを放棄した可能性が考えられています。

前期中葉(Ⅲ期)で再び阿久のムラは復活します。Ⅱ期で利用していなかった尾根の東側から南側の平坦面にかけて住居が建てられ、その形は隅丸方形、楕円形以外に、円形のものも見られるようになります。時期が特定できる土壇は9基だけです。特定できないものは数多く発見され、これらは住居の内側に分布し、墓と考えられます。この時期には中央に広場を持ち、そのまわりに土壇群、その外側に住居が廻るムラが形成されるようになります。



Ⅱ期の底が尖った土器



Ⅱ期の方形柱穴列



高床式の建物
(長野県立歴史館内には、阿久ムラの様子が復元され高床式倉庫も復元されています)

居住地から祭祀場へ

来て！ 見て！ 遊ぼう！ 阿久の森

縄文の深呼吸

2021.10/3 日

会場：原村 阿久遺跡
「阿久の森」

※雨天の場合は原村中央公民館にて

阿久の森学習会 聴講無料

10:20~10:50

「阿久から見る縄文のハケ岳」

講師 小松 隆史氏 (井戸尻考古館館長)



9:40~9:50

「星降る縄文世界と阿久」

講師 佐々木 潤

(原村教育委員会 生涯学習課 文化財係長)

森の音楽会 無料

■ 皆で楽しく縄文太鼓
jomon楽会

9:55~10:15

■ 二胡の音色で癒されて
すわ胡会

10:55~11:15



ヨガ in 縄文の聖地 参加無料

11:20~11:40

講師 小林 生氏

縄文ガイドツアー 聴講無料

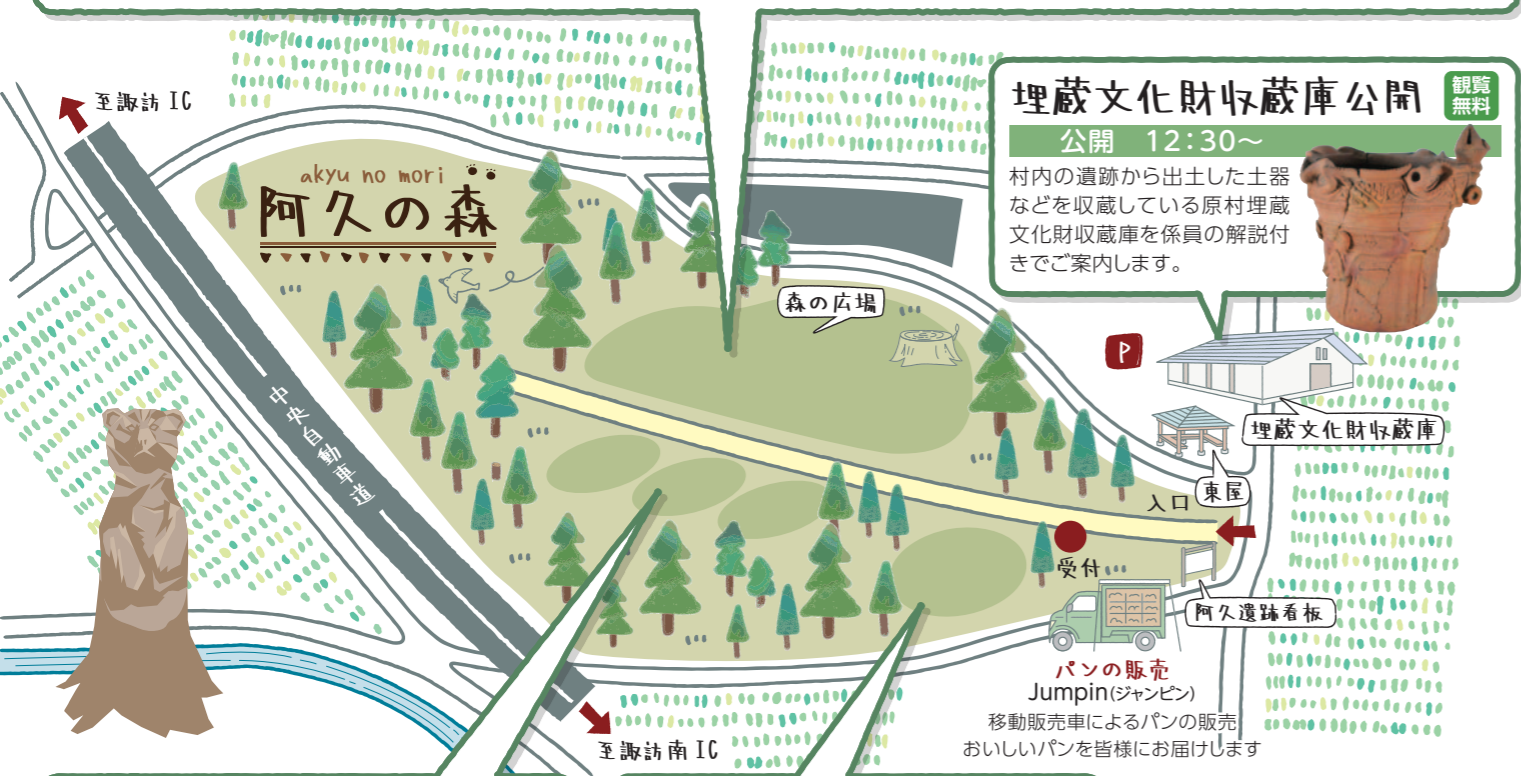
11:45~11:55

講師 石川 高明氏

埋蔵文化財収蔵庫公開 観覧無料

公開 12:30~

村内の遺跡から出土した土器などを収蔵している原村埋蔵文化財収蔵庫を係員の解説付きでご案内します。



ブース出店 商品購入は実費となります

9:30~13:00

文化財係

フーちゃんオリジナル商品がいっぱい！「裂織りの里・原村」から裂織り製品をお届けします。

原中学校

高空学級の生徒が作った手作りキャンドルやポチ袋などかわいい作品です。

ハケ岳美術館

黒曜石を使った矢じりやナイフなど縄文人が使っていた道具の数々。

ワークショップ 体験無料

10:00~13:00

■ 松ぼっくりアート

(ハケ岳美術館)

松ぼっくりや木の実を使って、うさぎや「火の女神フーちゃん」を作ります。

■ ストーンアート (文化財係)

縄文人が使っていた石に土器の文様をオリジナルデザインします。描いた石は部屋の飾りにも、ペーパーウェイトにもなります。

■ 新型コロナウイルス感染予防のため、マスクを着用してご参加ください。また感染状況により、中止となる事もあります。

■ 学習会、ヨガ、音楽会とも屋外の地面に直座りになります。参加される方にはフーちゃんのオリジナルシートを差し上げます。(足の不自由な方にはイスを用意しています)

■ 雨天の場合は会場を原村中央公民館に変更して行きます。

■ ゴミの持ち帰りご協力ください。

阿久遺跡の現在



縄文の森と動物アート

史跡となった阿久遺跡ではナラ・クリ等の落葉広葉樹を中心とした縄文時代の環境復元をめざして「阿久の森」をつくっています。遊歩道を散策すると、イノシシやクマ等を象った彫刻に出会え、秋になると縄文人の大切な食糧であったドングリやクリが拾えます。
遺跡から出土した土器などは原村埋蔵文化財収蔵庫に保管し、希望者には公開しています。

もう一つの「日本遺産」構成文化財



顔面装飾付釣手土器

(前尾根遺跡出土)

昭和53年、村道改良に伴い、柏木区の前尾根遺跡を調査し発見しました。縄文住居の深い炉跡の中に転がり落ちる様な状態で、ほぼ完全な形で見つかりました。釣手土器は祭祀や祈りの際に火を灯し、ランプのように使ったと考えられています。

つりあがった目、鼻は明瞭に鼻孔が付いた上向鼻で、太く繋がった眉に連なっています。そして丸いおちょぼ口と頬には刺青が表現され、何とも愛くるしい顔です。

令和2年に広く愛称を募集、「火の女神フーちゃん」と名付けられたこの土器は、ハケ岳美術館に展示しています。

火の女神 フーちゃんキャラクター



主たる生計維持者の令和2年の合計所得に応じた減免割合		
	令和2年の合計所得	減免割合
d	300万円以下	10分の10(※3)
	300万円超 400万円以下	10分の8
	400万円超 550万円以下	10分の6
	550万円超 750万円以下	10分の4
	750万円超 1,000万円以下	10分の2

(※3) 主たる生計維持者が事業の廃止や失業をした場合には、令和2年の合計所得にかかわらず、dは10分の10

🔍 減免対象となる保険税(料)と申請期限

減免対象	申請期限
令和3年度分の保険税(料)であって、納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までのもの	令和4年3月31日(木)

🔍 申請・問い合わせ先

申請方法や添付書類については、QRコードからご確認ください。

〒391-0192 長野県諏訪郡原村6549番地1 原村役場 下記担当窓口宛		
国民健康保険税		村HP▶
住民財務課税務係	☎79-7923(直通) ✉zeimu@vill.hara.lg.jp	
後期高齢者医療保険料		村HP▶
保健福祉課医療給付係	☎79-7925(直通) ✉kyufu@vill.hara.lg.jp	

ちょこっと環境メモ

[今回は、省エネに関するQ&Aです!]

電気 61.72kwh の省エネ
CO2削減量 30.1kg
約1670円の節約

*周囲温度22度のとき
*食品の痛みには注意してください

出典：資源エネルギー庁ホームページ
(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/howto/kitchen/index.html#1)

↑
その他の省エネ節約について詳しく知りたい方はこちらをご覧ください

Q 今日からできる省エネを教えてください!

A 冷蔵庫内温度の設定を見直してみよう! 庫内の温度設定を「強」から「中」にした場合、年間次ようになります!

Q 省エネというけれど、一人が消費するエネルギー量なんて大したことないのでは?

A 私たちが家庭で消費するエネルギー量も決して少なくありません。家庭で消費するエネルギーは45年間、約1.9倍に増えていきます!

最終エネルギー消費の部門別伸び率

出典：資源エネルギー庁ホームページ
(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/what)

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少する見込みの世帯について、申請により令和3年度分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が減免される場合があります。

🔍 減免対象となる世帯

1 リ患世帯

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯

➔ 対象保険税(料)を全額免除

2 減収世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯

➔ 対象保険税(料)の一部又は全部を減免

(1) 減収世帯の減免要件

次の要件すべてを満たすこと
主たる生計維持者について
① 令和3年の収入(事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれか)が令和2年に比べて10分の3以上減少すること(※1)(※2)
② 令和2年の所得の合計額が1,000万円以下であること
③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること

(※1) 令和2年中の収入と令和3年中の収入を比較し、減少割合を計算します。

(※2) 国や都道府県、市町村から支給される各種給付金(持続化給付金など)については、減少割合の計算に含みません。

(2) 減収世帯の減免額の計算方法

$$\text{減免対象保険税(料)額} (A \times B / C) \times \text{減免割合} (d) = \text{世帯の減免額}$$

減免対象保険税(料)額	
A	世帯の被保険者全員にかかる保険税(料)額
B	主たる生計維持者の減少が見込まれる収入等に係る令和2年の所得額(※3)
C	主たる生計維持者及び被保険者全員の令和2年の合計所得金額

(※3) Bが0円またはマイナスの場合は、減免の対象外です(減免金額が0円になるため)。